

地震保険料控除制度について

2006年の税制改正により、2007年1月1日以降は従来の「損害保険料控除制度」は廃止され、新たに「地震保険料控除制度」が施行されました。

地震保険料控除制度の概要

①地震保険料控除

対象契約	地震保険	火災保険の地震火災費用保険金など、地震損害に伴って生じる諸費用に対して支払われる費用保険金に係る保険料は控除対象外です。	
控除限度額	所得税=50,000円	個人住民税=25,000円	
控除額		払込保険料	控除額
所得税	50,000円以下	払込保険料全額	
	50,000円超	50,000円	
個人住民税	50,000円以下	払込保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円	

②損害保険料控除の経過措置

火災保険・傷害保険等に対する損害保険料控除は、2006年12月末をもって廃止となりましたが、以下の契約は引き続き従来の損害保険料控除が適用されます。

対象契約	火災保険、傷害保険等	保険期間10年以上の満期返戻金がある契約で 2006年12月31日以前に保険期間が始まるもの	2007年1月1日以後に保険期間が始まる契約は控除対象外です。
	⚠ 2007年1月1日以後に保険料が変更となる異動があった場合は、異動のあったその年から、当該契約については控除の対象外となります。		
控除限度額	所得税=15,000円	個人住民税=10,000円	
控除額		払込保険料	控除額
所得税	10,000円以下	払込保険料全額	
	10,000円超20,000円以下	払込保険料×1/2+5,000円	
	20,000円超	15,000円	
個人住民税	5,000円以下	払込保険料全額	
	5,000円超15,000円以下	払込保険料×1/2+2,500円	
	15,000円超	10,000円	

上記①と②の合算の控除限度額

所得税=50,000円 個人住民税=25,000円

⚠ 上記②の火災保険に上記①の地震保険を付帯した場合、その契約については2007年1月1日以後は上記①または②のどちらか一方の控除しか受けられません。

上記内容は、2013年9月30日現在の法令および当該法令に係る国税庁の解釈に基づいて記載したものです。